

(巻末資料)

特定個人情報の利活用のための条例の改正等

地方公共団体は、以下の場合においては、番号法に基づき条例の改正等を行う必要がある。

なお、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第54条による改正前の番号法第32条に基づく条例の改正等については、地方公共団体に個人情報保護法及び番号法により読み替えて適用される個人情報保護法が直接適用されているため、不要となる。

項目	条例の改正等が必要な場合
利用範囲 (番号法第9条第2項)	<ul style="list-style-type: none">・番号法別表又は主務省令に規定されていない地方公共団体の独自事務に利用する場合・同一地方公共団体の同一機関内における複数の事務間で特定個人情報を移転する庁内連携（※）を行う場合・当該独自事務の根拠となる条例において書面の提出を義務付けている場合に、上記の庁内連携の実施により、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要とする場合 (第4-1-(1)1A a)
提供制限 (番号法第19条第11号)	<ul style="list-style-type: none">・同一地方公共団体内における他の機関に特定個人情報を提供する場合・独自事務に個人番号を利用し、当該独自事務の根拠となる条例において書面の提出を義務付けている場合に、上記の同一地方公共団体内における特定個人情報の提供を受けることにより、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要とする場合 (第4-3-(2)2B j)
個人番号カードの利用 (番号法第18条)	<ul style="list-style-type: none">・市町村の機関が地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務で利用する場合等

※ 庁内連携の詳細な定義については、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）第4-1-(1)1A a 参照。